

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十六条の三並びに第二十一条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十七条」に改める。

第二条第十二号口中「第三条第二号二」を「第三条第二号ホ」に改め、同号八中「限る。」の下に「第二十四条第二号八及び」を加え、同号二及びホ中「限る。」の下に「第二十四条第二号八を除き、」を加える。

第三条第一号チ中「次号八」を「次号二」に改め、同条第二号中ホをへとし、ロからニまでを八からホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理す

る設備をいう。以下同じ。)を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

第三条第三号口中「によつて」を「による」に、「を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な」を「の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める」に改め、同号口に次のただし書を加える。

ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

第三条第三号へ(1)中「焼却する」を「焼却し、又は熱分解を行う」に改め、同号へ(2)中「焼却すること」の下に「及び熱分解を行うこと」を加え、同号へ(3)中「焼却する」を「焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行う」に改め、同号ト中「前号ホ」を「前号へ」に改める。

第四条の二第二号中「第二号イ」の下に「及びロ」を加える。

第六条第一項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を

備え付けておくこと。

第六条第一項第二号イ中「第二号イ」の下に「及びロ」を加え、同号八中「第三条第二号ホ」を「第三条第二号へ」に改め、同項第三号へ中「焼却し」の下に「、熱分解設備を用いて熱分解を行い」を加え、同号ト及びチ中「焼却する」を「焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行う」に改め、同号リ及びヌ中「又は」を削り、「焼却する」を「焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行う」に改める。

第六条の五第一項第一号中「二並びに」を「二、」に改め、「二まで」の下に「並びに第六条第一項第一号イ」を加え、同項第二号中「第二号イ」の下に「及びロ」を加える。

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とし、第二十二條を第二十五条とし、第二十一条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定処理施設)

第二十四条 法第二十一条の二第一項の政令で定める一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設

二 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設であつて、次のいずれかに該当するものとして環境省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 処理する廃棄物が高温となり、又は高温となるおそれがある施設

ロ 廃棄物の処理に伴い可燃性の気体が滞留し、又は滞留するおそれがある施設

ハ 廃油、廃酸又は廃アルカリの処理施設

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条中「第十五条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同条を第二十条とし、第十五条から第十七条までを二条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の二条を加える。

（指定有害廃棄物）

第十五条 法第十六条の三の政令で定める廃棄物は、硫酸、ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であつて、著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものをいう。）とする。

（指定有害廃棄物の保管、収集、運搬、処分等に関する基準）

第十六条 法第十六条の三第一号の規定による指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分（再生を含む）。

）の基準は、次のとおりとする。

一 排出された指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有する容器に収納して行うこと。

ロ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に指定有害廃棄物の保管の場所であることその他指定有害廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ハ 保管の場所から指定有害廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに亜硫酸ガスが発散しないように次に掲げる設備を設けること。

(1) 汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備

(2) 亜硫酸ガスを処理するために必要な環境省令で定める設備

二 保管の場所には、指定有害廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ホ 保管する指定有害廃棄物の数量が、環境省令で定める数量を超えないこと。

二 指定有害廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、前号イの規定の例によるほか、指定有害廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。

ロ 運搬車は、指定有害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに亜硫酸ガスが漏れるおそれのないものとして環境省令で定める構造を有するものであること。

ハ 運搬用パイプラインは、指定有害廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。

ニ 指定有害廃棄物の積替えを行う場合には、前号二の規定の例によるほか、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に指定有害廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。

ホ 指定有害廃棄物の保管は、指定有害廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

ヘ 指定有害廃棄物の保管を行う場合には、前号ロからホまでの規定の例によること。

三 指定有害廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、第一号八の規定の例によるほか、次によること。

イ 指定有害廃棄物の処分又は再生は、環境大臣が定める焼却又は中和の方法により行うこと。

ロ 指定有害廃棄物の保管を行う場合には、第一号イ、ロ、ニ及びホの規定の例によるほか、環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。

四 指定有害廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。

五 指定有害廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十号）の施行の日（平成十六年十月二十七日）から施行する。ただし、第二条第十二号ロの改正規定、第三条第一号から第三号までの改正規定、第四条の二第二号の改正規定、第六条第一項第一号から第三号までの改正規定並びに第六条の五第一項第一号及び第二号の改正規定並びに次条の規定は、平成十七年四月一日

から施行する。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第三条第二号ホ」を「第三条第二号ヘ」に改める。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令(平成六年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四号中「除く。」の「」の下に「、第二十一条の二」を加える。



## 理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、指定有害廃棄物及びその保管、収集、運搬、処分等に関する基準並びに事故時の措置を届け出なければならぬ特定処理施設を定めるとともに、あわせて、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理に関する基準の強化等を行う必要があるからである。